

特定施設入居者生活介護 及び
介護予防特定施設入居者生活介護
軽費老人ホーム イーエスガーデン
運 営 規 程

社会福祉法人 江原恵明会

特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護 軽費老人ホームイーエスガーデン運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人江原恵明会が開設する軽費老人ホームイーエスガーデンが行う、指定特定施設入居者生活介護事業（以下「事業所」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員等が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 指定特定施設入居者生活介護事業所の職員は、利用者が当該指定特定施設において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。

2 サービスが高齢者の健康と生活の基盤に深く関わるものであることに鑑み、その提供にあたっては、事故の防止はもとより、高齢者の心理面に配慮するほか、自立支援、家族や公的サービス、県及び関係市町村との連携等を旨とし、事業所の責任において適切なサービス提供を行う。

3 事業所は安定かつ継続的な事業運営に努める。

(名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称：軽費老人ホーム イーエスガーデン
- 二 所在地：岡山県津山市津山口 307

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤専従）
管理者は、施設一切を統括し全職員の指揮監督を行う
 - 二 生活相談員 1名（常勤、計画作成担当者と兼務）
生活相談員は、利用者等の相談に対する助言・支援・各種サービス提供者との連携及び入所時の調整業務を行う
 - 三 介護職員 7名（常勤5名、常勤兼務2名）
介護職員は、利用者の日常生活の介護及び援助業務を行う
 - 四 看護職員 1名（常勤、機能訓練指導員と兼務）
看護職員は、利用者の診療の補助及び看護を行うとともに保健衛生に関する業務を行う
 - 五 機能訓練指導員
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を希望に応じて行う
 - 六 計画作成担当者
計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成し、利用者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する
- 2 必要に応じて前項に掲げる員数を超えて職員を配置することができる。

(入居定員及び居室数)

第5条 事業所の定員及び居室数は、次のとおりとする。

- 一 入居定員 21名
- 二 居室数 21室

(事業の内容)

第6条 事業の内容は、次のとおりとする。

- 一 特定施設サービス計画の作成
- 二 入浴（週3回）、排泄、食事等の介護
- 三 その他の日常生活上の支援・世話
- 四 機能訓練
- 五 健康管理
- 六 相談及び援助
- 七 利用者の家族及び地域との連携

(利用料その他の費用の額)

第7条 事業を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額の1割又は2割の額とする。

2 その他の費用として、次に掲げる費用の支払いを受けることができる。

一 利用者の選択により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

駐車料金	月額 2,000 円
ロッカーレンタル料	月額 1,000 円
電動ベットレンタル料	月額 1,500 円
カーテンレンタル料	月額 565 円
金銭管理サービス料	月額 2,000 円
現金出納管理サービス料	月額 500 円
外来者用寝具レンタル料	月額 2,000 円
外来者用食事代	1食あたり 朝食210円、昼食300円、夕食450円

二 日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用

洗濯（クリーニング）	要した費用の実費
理髪等のサービス	
レクリエーション等	
日常生活等で必要となった諸経費	

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、事前に利用者又はその家族に対しそのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(契約終了)

第8条 利用者は、事業者に対して2週間の予告期間において文書で通知することにより、契約を解除することができる。

- 2 一定の事由に該当した場合、事業者は利用者に対し30日間の予告期間において文書通知することにより、契約を解除することができる。
- 3 利用者が要介護認定の更新で非該当（自立）と認定された場合、所定の期間の経過をもって契約は終了する。
- 4 次の事由に該当した場合は、契約は自動的に終了する。
 - 一 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
 - 二 利用者が死亡した場合

(協力医療機関)

第9条 事業所は、医療機関との間に健康相談、健康診断などについて協力契約を結ぶものとする。

一 協力医療機関：財団法人江原積善会 積善病院

イ 診療科目：内科、精神科、神経科、歯科

ロ 協力内容：緊急時対応、健康相談、健康診断

(介護居室及び静養室兼一時介護室)

第10条 事業者が指定特定施設入居者生活介護を受ける利用者に提供する介護居室は、事業者側で利用者の心身の状況を把握し、利用者と相談することとする。

2 指定特定施設入居者生活介護の提供は、原則として前項に掲げる介護居室において行うこととするが、これにより難いと事業者が判断した場合は、一時的に利用者に静養室兼一時介護室に移動していただき当該介護の提供を行うものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第11条 連帯保証人を2名定める。連帯保証人は利用料金の支払いについて利用者と連帯して責任を負うものとする。また、入所契約が解除された時には利用者を引き受けることとする。

2 施設の利用に当たっては、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結するものとする。

3 利用者が入院加療を要する場合は適切な病院等を紹介する。

(緊急時等における対応方法)

第12条 利用者の生命と安全を確保することを最優先課題とし、あらゆる災害に対し安全対策を講じるものとする。

一 消防計画の作成と届出

防火管理者は「消防計画」を作成し所轄消防署に届出る

二 防災訓練

イ 訓練は、通報訓練、消防訓練、避難訓練、総合訓練とする

ロ 避難訓練は夜間を想定して自力避難の困難な者の救出を重点に実施する

ハ 避難訓練の際には所轄消防署に連絡をとる

ニ 訓練への参加、日頃からの協力依頼により、近隣協力者との十分なコミュニケーションを図る

ホ 避難場所として、近隣の病院、公民館等の各施設との連携体制を充分整えておく

三 夜間防火管理体制

四 防火義務設置設備の整備

防火設備は消防法令に基づき適正に設置・維持管理するとともに、資格を有する者が定期的に点検を行う

2 利用者の心身状況に異変その他、緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医師又は協力医療機関等と連絡をとり適切な対応を行う。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて保存食を適宜用意する。また、非常食とともに、紙おむつなどの消耗品も適宜確保する。エレベーター・ボイラー・下水道処理等の設備は、法令により資格を有する者が定期的に点検・整備する。

(夜間体制)

第14条 午後6時30分から翌朝午前6時30分の時間帯における職員体制は、夜勤1名以上

を配置するものとする。

(秘密の保持)

第15条 事業所は、業務上知り得た利用希望者、利用者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合、あらかじめ利用希望者、利用者及びその家族の同意がある場合に限り、サービス提供に必要な会議における利用等に開示するものとする。

2 職員は、業務上知り得た利用希望者、利用者及びその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(身体的拘束等)

第16条 事業所は、利用者の身体的拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、「身体的拘束に関する同意書」により、家族の同意を受けた時のみ、その条件と期間内において身体的拘束等を行うことができる。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(感染症対策)

第17条 事業所において、感染症及び食中毒が発生し又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を策定し、感染対策委員会にて随意見直すこと
- 二 感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための感染対策委員会を、概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し周知徹底を図ること
- 三 その他関係通知の遵守、徹底

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第18条 事業所は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために、事故発生防止の指針を定め、事故を防止するための体制を整備する。

- 2 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県及び市町村、利用者の家族等に対し連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。
- 3 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。
- 4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、誠意を持って速やかに損害賠償を行うものとする。

(苦情対応)

第19条 苦情への適切な対応により、福祉サービスに対する利用者の満足度の向上・利用者個人の権利擁護・福祉サービスの適切な利用を図るとともに、苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進や、事業所の信頼や適性化の確保を図るため、苦情解決のための担当者及び詳細を、次のとおり定める。

- 一 苦情受付担当者は生活相談員とする
 - 二 苦情解決責任者は施設長とする
 - 三 第三者委員は法人設置の委員を活用する
 - 四 その他詳細については、福祉サービスに関する苦情解決規程による
- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録し、契約終了後2年間保存しなければならない。
 - 3 事業所は、第1項の苦情に関して、市町村が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の

市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(情報公開)

第20条 社会福祉法第24条等及び介護保険法の趣旨に則り、県民が社会福祉法人江原恵明会の提供するサービスを安心して利用できるよう、理解と信頼を促進するため、情報の開示を法人・施設のホームページ等において行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第21条 厚生労働省が定める事業者に係る情報の開示を法人・施設のホームページ等において行うものとする。

2 職員の資質向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

3 事業者はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

第22条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項については社会福祉法人江原恵明会と事業所の管理者である施設責任者との協議に基づいて定め、重要事項が生じた場合にはその適切な対応を図り、問題の解決にあたるものとする。

2 問題の解決にあたっては自治会等において説明し、利用者の理解を得るよう努める。

附 則 この規定は平成23年1月1日 から施行する
 この規定は平成27年8月1日 から一部改正する